

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

III 団体交渉と労働争議

1 団体交渉と労使協議

団体交渉

組合員数規模三〇人以上の民営企業における約五三〇〇の単位組合にたいし、一九八三年六月三〇日を対象期日としてなされた調査＝労働大臣官房統計情報部編『日本の労働組合の現状——労働組合実態調査報告』一九八四年版によれば、過去一年間に団体交渉をおこなった組合の割合は六八・三%、過去一年間の平均実施回数は九・六回である。これを第67表によって産業別にみると、運輸・通信業(七九・七%)、サービス業(七八・五%)、鉱業(七七・九%)の順に高く、金融・保険業、不動産業(三七・五%)で低い。加盟上部団体別にみると、団体交渉をおこなった組合の割合は、総評(八三・五%)、無加盟(七六・〇%)、その他(その他とは総評、同盟、中立労連以外の上部団体に加入するものをいう、六八・〇%)、同盟(六五・七%)の順で高く、中立労連(四一・八%)でもっとも低い。

なお、労働省が一八〇三の単位組合を対象に一九八二年七～八月に実施し、八三年一〇月に発表した『労働協約等実態調査結果の概要(速報)』によれば、過去三年間に団体交渉をおこなっていない組合は、総数の三二%ある。その理由は、「上部組織が団体交渉をおこなうことになっているため」(六四%)、「労使協議機関等で話し合いができたため」(二三%)となっている。団体交渉の対象事項としては賃金に関するものが多く、賃金(退職金、賞与・一時金をのぞく)関係九二%、退職金関係五三%、賞与・一時金関係八五%である。なお団体交渉により合意に達した場合、六五%の組合で労働協約を締結している。

労使協議

労使協議機関がある組合の割合は、『日本の労働組合の現状——労働組合実態調査報告』によれば七三・三%で、そうした組合の過去一年間の平均開催回数は九・四回となっている。これを産業別にみると、第68表のように、電気・ガス・水道・熱供給業(九二・四%)、鉱業(八五・五%)、製造業(八二・八%)の順に高く、一方、サービス業(四〇・六%)で低い。また、労使協議機関の平均開催回数は電気・ガス・水道・熱供給業でもっとも多い。組合員数規模別にみると、規模の大きいほど労使協議機関がある組合の割合が高く、労使協議機関の平均開催回数は五〇〇〇人以上規模で三一・二回と多く、他方、ほかの規模ではほぼ一〇回程度である。

なお、『労働協約等実態調査結果の概要(速報)』は、五年ごとに実施される調査のため、同一の調査項目について時間的な変化を知ることができ、これによると、労使協議機関を有する組合は、組合総数の五九%であり、前回調査(五一%)より増加している。労使協議機関設置の主目的としては、「労使間の意志疎通」(八六%)、「労働条件の維持改善」(七七%)、「労使関係の円滑化」(八三%)、「生産性向上」(六三%)をあげるものが多く、「事業運営への参加」(三八%)をあげるものは

比較的少ない。また、労使協議機関において、いわゆる経営生産事項を付議するものの比率は七九%で、その内容は「経営方針・生産計画」(九二%)、「組織機構の新設改廃・要員計画」(八〇%)、「新技術の導入」(五五%)となっている。労働組合の関与の度合は、「協議」とするものももっとも多く、以下「説明」、「意見聴取」、「同意」とするものがつづいている。労使協議機関の機能については、組合側は七七%、使用者側は八四%が「発揮されている」としている。

苦情処理機関

苦情処理機関がある組合の割合は、『日本の労働組合の現状——労働組合実態調査報告』によれば三六・〇%で、こうした機関の過去一年間平均開催回数は四・二回となっている。これを産業別にみると、苦情処理機関のある組合の割合は、電気・ガス・水道・熱供給業(七〇・四%)でもっとも高く、サービス業(一四・二%)でもっとも低い。苦情処理機関の過去一年間の平均開催回数は、鉱業(七・〇回)、運輸・通信業(六・五回)の順で多く、電気・ガス・水道・熱供給業(〇・九回)がもっとも少ない。組合員数規模別にみると、規模が大きいほど苦情処理機関がある組合の割合は高い。

過去のデータと対比できる『労働協約等実態調査結果の概要(速報)』で苦情処理機関についてみると、それを有する組合は総数の三九%で、前回調査(五年前)とくらべて変化はない。過去三年間に苦情を取り扱ったことがまったくないものが五一%、苦情取り扱い件数一～九件のものが三二%、一〇件以上のものが一七%で、取り扱った苦情の内容は、「職場環境」(七三%)、「賃金・労働時間」(四一%)、「解雇・懲戒処分・配置転換等の人事」(三六%)、「人間関係」(三二%)となっている。なお、苦情処理機関において未解決のものは、労使協議機関における協議(四三%)、団体交渉(四〇%)、上部組織のあっせん等(八%)、第三者のあっせん等(八%)が解決方法とされている。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
